

レポート・論文作成時における注意

神戸大学経済学部・大学院経済学研究科

大学では成績評価の対象として、レポートや論文を提出することが頻繁に求められます。研究活動は、専門書籍、学術論文等を調べ、様々な知識や情報を吸収することから始まります。それらの内容を自分で整理して、自分自身のアイデアを含めて考察・検討したことを自分の言葉でレポートや論文に書きます。

その際に重要なのは、レポートや論文では「文献資料やインターネット上の資料を調べて得た知識・情報（先行研究）」と、「自分自身のアイデア」とを明確に区別しなければならない、ということです。もし、それらを「引用」または「参考にする」場合、その情報源を明示しなければなりません。

先行研究から引用・参考にすることは、自らの考察力を高める上で不可欠であると同時に、それらを明記することで、これまで知を蓄積した先人の学問的貢献に敬意を表する意味もあります。先行研究と自らの考えとをはっきりと区別するためにもレポートや論文では自分自身のことを「筆者」と書きましょう。筆者、すなわちあなたが発見した知見でない事柄については、「引用」または「参照箇所」として、その出所・出典を明記してください。

この引用の方法には、明確なルールがあります。しかしながら、このルールを守らずに、不適切な方法で他人の貢献を利用すると「剽窃」（ひょうせつ）とみなされることがあります。これは、試験におけるカンニングと同様に不正行為とみなされ、同等の処分を受けることとなります。以下の注意事項を熟読・理解の上、基本ルールを守って、真摯な姿勢でレポートを作成してください。

I 「剽窃」とみなされる行為

- 書籍・論文などに掲載されている他人の文章を、たとえ一部分でも出典を明示せずに、自分のレポートや論文に転載すること。
- 他人が作成した文章に、自分の名前を記して提出すること。たとえ文章の細部や文体を多少変更しても、剽窃行為とみなされます（例えば、インターネットのウェブサイトをコピー＆ペーストしてレポートを作成することは剽窃です）。
- 枚数を稼ぐ目的での、過度の分量の引用・参照。

II 正しい引用方法

(1) 注釈（脚注）のつけ方

表示方法はいくつかありますが、一般的には注釈（脚注）に通し番号を付して、各章の末尾でその番号に対応する「出典（文献資料名）とそのページ番号」を明記する方法です。本文中の注釈番号は上付小文字で表示します。引用・参照に関する注釈（脚注）は、そのすべてを厳密に表示してください。

- 文章の引用箇所は、引用した部分全体を「」でくくること。また、文章をそのまま引用したのではなく、内容を要約するなど参考にした場合も、出典を明記すること。
- 図表やデータを掲載する際、筆者自身がそれらを収集集計したのではなく、別の著者が収集集計したものを間接的に引用する場合は、必ずその著書・論文名等を明記すること。ただし、これはあまり奨励されないことであり、元データから自分で図表を作成する方が望ましい。

例

... 19世紀までの戦争の特徴として、小野塚（2018）によると「武器や先述の変化はあったものの、ほとんどの場合、戦闘状態は数日か一週間程度」⁽¹⁾であったという...

(1) 小野塚（2018）456 ページ。

引用した部分全体を「」でくくり、脚注で出典を明記してください。

(2) 引用・参考文献の表記方法

典拠となる文献資料は、さまざまな形態のものがありますが、おおよそ単行本（専門書、翻訳書、資料統計類）と専門誌に掲載された学術論文に分けられます。それぞれについて、おおよそ以下のような形式で表記してください。下にいくつか例を挙げました。文献資料の表示方法の最低限のルールは、注釈を見た人が図書館等で検索できるように正確かつ十分な情報を提供していることです。参考文献の表記方法には様々なスタイルがありますので、各科目やゼミの担当教員に尋ねるのもいいでしょう。

参考文献

- 小野塚知二（2018）『経済史－いまを知り、未来を生きるために』、有斐閣。
- R.C. アレン著／眞嶋史叙ほか訳（2017）『世界史の中野産業革命－資源・人的資本・グローバル経済』、名古屋大学出版会。
- 三科仁伸（2018）「戦前期における地方資産家の企業経営と有価証券投資」、『社会経済史学』第83巻第4号、35-62 ページ。
- 綿貫友子（2017）「中世の交易」、深尾京司・中村尚史・中林真幸編『日本経済の歴史1 中世11世紀から16世紀後半』、岩波書店。

書籍

翻訳書

雑誌論文

論文集として
出版された単行
本中の論文

○ インターネット情報の利用と引用した場合の表示について

昨今、インターネットから情報やデータを抽出しているレポートが多々見受けられます。出典がウェブサイトの場合、「著者名、タイトル、URL、最終閲覧日」【例：○○著「△△△」、<http://www.xx.jp>, 20xx年○月△日閲覧】を明記しなければなりません。ただし、引用だけで何の検討も考察もないレポートは、出典が書いてあったとしても定期試験でのカンニングと同じ処分を受ける場合があります。なお、ネット系情報リソースのなかには、しばしば典拠が曖昧であったり、正確性・客観性を欠いたりするものがあるので、ネットからの引用にあたっては慎重さが求められます。特にWikipedia等、匿名の人たちが情報を寄せ集めているサイトの記事はその信憑性に問題があり、レポートの参考文献として適切ではないことに注意しましょう。

○ 生成AI等の利用について

生成AI等によって作成された文章をそのままレポート・課題の一部または全体に利用した場合、剽窃と見なされることがあります。なお授業によっては、生成AI等の利用そのものを制限・禁止する場合があります。また、ネットからの引用と同様、信憑性に問題がある他、作成された文章の利用が著作権の侵害にあたる場合もあります。

詳細は、下記のサイトを参照してください。

ChatGPTをはじめとする生成AIの利用に関して

https://www.kobe-u.ac.jp/NEWS/sub_student/2023_04_27_01.html（2024年1月10日閲覧）

※レポート・論文作成についてのさらなる理解を深めるために、本学附属図書館によるレポートの書き方も参照してください。

神戸大学附属図書館「レポートってどう書くの？」

<https://lib.kobe-u.ac.jp/media/sites/3/img-writingseminar-201701.pdf> (2024年1月10日閲覧)

学業上ならびに試験等における不正行為

不正行為には、次ページに書いた厳格な措置がとられます。不正行為又は不正行為と取られかねない行動は絶対にしないでください。

1. 学業上の不正行為

◆ 代理出席（代筆・代返行為）

授業の欠席者の代わりに出席票を出すこと。

※代筆・代返行為は、依頼者・実行者ともに不正行為を行ったとみなされます。

※出席票も成績評価の一部となり、定期試験における不正行為と同等の扱いとなります。

2. 試験等における不正行為

◆カンニング行為

- ・持ち込みが許可されたもの以外の持ち込み。
- ・カンニングペーパーを使用すること。
- ・机上への書き込みを行うこと。
- ・他人の答案を盗み見ること。または他人に答案を写させること。
- ・試験中に携帯電話を使用すること。
(時計としての利用、着信履歴の確認も不正行為とみなされます。)
- ・答案用紙を持ち出すこと。

◆その他の不正行為

- ・本人に代わって試験を受験すること、またその行為を依頼すること。
- ・答案の用紙を他の受験者と交換すること。
- ・持ち込みが許可された書籍、ノート等を試験中に貸借すること。
- ・試験監督の指示に従わないこと。
- ・他の受験者に答案を見せたり、SNS 等に答案を掲載したりすること。

3. レポート試験における不正行為

◆剽窃行為

- ・他人の文章を、出典を明記せずに自分のレポート・論文に掲載すること。
- ・他人が作成した文章に、自分の名前を記して提出すること。
- ・Wikipedia 等のウェブで入手した文章をコピー&ペーストしてレポートを作成すること。

◆その他のレポート試験における不正行為

- ・他人の作成したレポート等の内容を書き写す（内容の一部書き換えも含む）こと。
- ・他人にレポート等の内容を作成させること。
- ・レポート等の作成においてデータや画像の改ざん、ねつ造を行うこと。

◆生成AI等の利用

- ・生成AI等によって作成された文章を、レポートの一部または全体に転載すること。
- ・授業で使用が制限・禁止されているにもかかわらず、レポート等で生成AI等を利用すること。

4. 上記1～3と同等とみられる、試験またはレポート試験の公平性を損なう行為

処罰

神戸大学経済学部授業科目履修に関する細則（抜粋）

第9条 試験において不正行為をした者には、次の第1号及び第2号の処置をとる。ただし、不正行為を繰り返す等、悪質な場合は、第3号又は第4号の処置をとることがある。なお、第2号、第3号及び第4号については文書で通知する。

- (1) 反省書を提出させる。
- (2) 当該学期の成績はすべて無効とする。
- (3) 卒業を1年間延期させる。
- (4) 神戸大学学生懲戒規則による懲戒処分（訓告、停学又は懲戒退学）の手続きに付する。